平成２４年（フ）第１４６３号
京都府木津川市木津宮ノ内８番地６
債務者　宗次　正樹
１　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１４３号
広島県呉市中通１丁目４番10号
債務者　谷本幸太郎
１　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第１４６号
広島県呉市山手２丁目13番15―102号
債務者　井上　　幸
１　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第３５９号
徳島県吉野川市鴨島町知恵島906番地１
ピースマンション浦島203、旧住所徳島県阿波市吉野町柿原字植松108番地41
債務者　西森　健一
１　決定年月日時　平成24年12月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２９号
高知県安芸市赤野甲2133番地
債務者　宮崎　哲也
１　決定年月日時　平成24年12月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２４年（フ）第３０号
高知県安芸郡田野町2716番地76
債務者　横山　　康
１　決定年月日時　平成24年12月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２４年（フ）第１３５号
福岡県飯塚市楽市506番地３
債務者　山崎　昭二
１　決定年月日時　平成24年12月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２４年（フ）第１４３号
福岡県飯塚市川津405番地６　ニューリバー飯塚406号
債務者　橋村　幸子
１　決定年月日時　平成24年12月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２４年（フ）第３２０号
福岡県久留米市長門石４丁目６番３―30号
債務者　猿渡　香代
１　決定年月日時　平成24年12月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第７４号
福岡県行橋市大字大野井571番地２
債務者　丸塚　　寿
１　決定年月日時　平成24年12月20日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２４年（フ）第１４６号
佐賀県武雄市北方町大字大崎2166番地14
債務者　山下　純平
１　決定年月日時　平成24年12月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第１８３号
宮崎県延岡市白石町760番地２
債務者　伊東　千年
１　決定年月日時　平成24年12月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第１０８号
新潟県上越市大豆２丁目４番６号　シャレー加賀103号、前住所新潟県上越市大字飯2866番地５
債務者　相馬　正幸
１　決定年月日時　平成24年12月20日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２４年（フ）第１１３号
新潟県糸魚川市大字市振836番地１
債務者　井上　徳一
１　決定年月日時　平成24年12月20日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２４年（フ）第２７３号
福井市光陽３丁目11番13号　ウエストアネックス110号、旧住所福井県鯖江市糺町第15号５番地１　レオパレスルーツ・リミテッド203
債務者　金森　美佳
１　決定年月日時　平成24年12月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２７５号
福井市上野本町新805番地　４号館305号
債務者　堀江　直道（旧姓谷川）
１　決定年月日時　平成24年12月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３５４号
福井県勝山市旭毛屋町3413番地
債務者　杉田　弘実
１　決定年月日時　平成24年12月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
福井地方裁判所民事部破産係